

新型コロナウイルス感染症に関する組合員活動ガイドライン 改定のお知らせ(21年10月より)

2021年9月21日
生活協同組合コープあいち

日頃は、コープあいちをご利用、ご協力いただきありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症に関する組合員活動ガイドラインを改定いたします。
内容については本文をご覧ください。

- 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などの段階ごとにガイドラインを設定します。それぞれの時期の活動はガイドラインを見て判断できるようにしました。
今後は緊急事態宣言の発出や解除の度に案内を郵送することはありませんのでよろしくお願ひします(web サイトやワイガヤナビ等では案内します)。
- 「子育てひろば」「ふれあいひろば」は中止を継続します。再開できる場合にはご連絡します。

コープあいちは、組合員とその家族、職員とその家族、地域社会・関係先の命と安全を最優先に感染防止に取り組んでいます。まことに残念ではありますがご理解とご協力の程、何卒宜しくお願ひします。

■お問合せ先■
コープあいち組合員活動支援部
Tel.052-703-6055

新型コロナウイルス感染症に関する コープあいち組合員活動ガイドライン

2021年10月1日改定

生活協同組合コープあいち

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、組合員活動について愛知県と日本生協連の運営ガイドラインを参考に、またコープあいちとして事業の継続も考慮し以下のようにガイドラインを改定します。

【1】緊急事態宣言発出中について

定例会	<ul style="list-style-type: none">・集まって開催する定例会は休止します。・ただし個々が自宅から参加するオンラインでの定例会は開催できません（複数名が一カ所に集まらないこと）。
自主企画 その他の活動（行政等からの要請を除く）	休止します。
行政等からの要請を受けた活動	基本的にはすべて中止としますが、要請内容によって個別にブロックが判断します。
集会室・会議室の貸し出し	休止します。
コープサポーターの学習	休止します。

【2】まん延防止等重点措置、及び愛知県嚴重警戒措置中について

定例会	定例会の開催可能 <ul style="list-style-type: none">・参加者は登録メンバーのみ（1回20名以内）。・定例会内でミニ学習の実施（講師は生協職員、コープサポーターに限定）
自主企画 その他の活動（行政等からの要請を除く）	休止します。
行政等からの要請を受けた活動	基本的にはすべて中止としますが、要請内容によって個別にブロックが判断します。
集会室・会議室の貸し出し	定例会では使用できません。
コープサポーターの学習	定例会のミニ学習は講師として依頼できます。

【3】嚴重警戒措置より低い段階については、感染状況や県下のワクチン接種状況などを踏まえて判断します。

新型コロナウイルス感染症に対応した定例会の開催ルール
(まん延防止等重点措置、及び愛知県嚴重警戒措置の発出時)

2021年10月1日改定

生活協同組合コープあいち

この「定例会開催ルール」は愛知県下にまん延防止等重点措置、及び愛知県嚴重警戒措置中が発出中に適用します。定例会の開催にあたっては感染拡大防止のために通常の開催ルールに加えて以下の点を守って行いましょう。

尚、緊急事態宣言が発出されている期間は定例会も行うことができません。(詳しくは「新型コロナウイルス感染症に関するコープあいち組合員活動ガイドライン」をご参照ください)。

【1】定例会の開催条件について

- ① 参加人数は20名以内で行います。また会場の収容人数の半分を上限にします。
人数を超える場合は分けて開催することや、オンラインを併用することを考えてください。
- ② 開催内容は会議に加えて商品や各テーマに関わるミニ学習については行うことができます。
その場合の講師は生協職員、コープサポーターに限定します。
- ③ 参加者は、グループに登録された組合員だけが参加できます。

【2】会議の開催形式と注意事項

- ① 発熱(37.5度以上)、倦怠感、咳、頭痛など体調不良の場合は参加しないようにします。
- ② 開催当日は検温を行います。
- ③ 手洗い、アルコールで手指の消毒を行います。
- ④ マスクは必ず着用します。
- ⑤ 調理や飲食はできません。ただし水分補給はきちんと行えるように各自で持ってきます。
- ⑥ 各自で健康状態申告書へ記入します(別紙)。
- ⑦ 会議の参加者は対面に座らずに教室形式で一方向を向いて座ります(司会を除く)。
- ⑧ 座席は2mの間隔で着席します(目安:机1本に対して1人着席)。
- ⑨ 参加者の動線に配慮し、交差する機会が減らせるように工夫します。
- ⑩ 室内では窓やドアは原則開放します。開放が難しい場合でも30分に1回以上、5分間、全開で換気をします。(エアコン使用時も同様です)。
- ⑪ 資料配布や金銭授受などはできるだけ減らし、行う場合も直接手渡しすることはしません。

尚、使用する会場の感染拡大防止ルールも合わせて確認します。

健康状態申告書

健康状態申告書の欄は活動開催前に記入してください。

会議・講義名				
開催場所		開催	月 日 ()	時～ 時

健康状態申告書				
お名前	連絡先 (電話番号)	検温	体調	貸し出しルールの確認
		. °C	良 ・ 悪	済 ・ 未
		. °C	良 ・ 悪	済 ・ 未
		. °C	良 ・ 悪	済 ・ 未
		. °C	良 ・ 悪	済 ・ 未
		. °C	良 ・ 悪	済 ・ 未
		. °C	良 ・ 悪	済 ・ 未
		. °C	良 ・ 悪	済 ・ 未
		. °C	良 ・ 悪	済 ・ 未
		. °C	良 ・ 悪	済 ・ 未
		. °C	良 ・ 悪	済 ・ 未

- 健康状態申告書は参加された方全員（こども含む）の状態を自分自身でご記入ください。
- 検温で37.5°C以上、風邪症状のある方は参加をご遠慮いただきます。
- 収集した個人情報は、目的達成のために利用し、法令に基づく場合または本人の同意がある場合を除き、他に利用及び提供することはしません。
- 参加者に感染者が出た場合は、保健所の聞き取り調査等の協力をお願いいたします。
※濃厚接触者となった場合は、10日間を目安に自宅待機を要請されることがあります。

■活動終了時、以下を記入しこの用紙を返却ください

ドアの開放	換気	終了後の消毒
開放 ・ 未開放	回換気 合計 分	済 ・ 未

※ この用紙は責任者が事業所で保管してください。期間は開催当日から1ヵ月とします。

組合員活動「オンライン定例会」開催ルール

2021年10月1日改定

生活協同組合コープあいち

※「子育てひろば」「ふれあいひろば」の打ち合わせについても同じ内容を適用します。「定例会」を「打ち合わせ」と読み替えてください。

(1) オンライン定例会開催ルール

- ① 基本的には各自が自宅から定例会に参加をします。
- ② **【緊急事態宣言が発出されていない場合】** オンラインで参加できない方は、他のオンライン参加者のところへ出向いて一緒に参加することも可能とします。その場合でも「新型コロナウイルス感染症に対応した定例会の開催ルール」を守ります。
【緊急事態宣言が発出中】 複数の参加者が1箇所に集まることはできません。
- ③ オンライン接続のための機器（スマートフォン）等は各自で用意します。
- ④ 各個人がオンラインで使用するリモート支援アプリ「ZOOM」「LINE」「Skype」等は自己責任で使用します。
- ⑤ 定例会報告書（オンライン専用の報告書）を作成し提出します。
※コープあいちのホームページから取り出せるようにしています。

(2) 組合員活動に関わる費用補助について

- ① 参加者への会議・活動補助はルールの通りとします。
- ② オンライン会議のための資料送付にかかる郵送費は資料代に加えます。
- ③ 通信費は決められた補助の範囲とします。
- ④ オンライン定例会に自宅以外で参加し、その場所への移動する場合は交通費補助ルールの通りとします。
- ⑤ オンラインメンバーと一緒に参加する場所で会場費が発生する場合は、運営費補助ルールの通りとします。

(3) 参加対象について

参加メンバーはオンライン会議であっても登録された組合員のみで行います。

(4) 活動報告書について

- ・活動報告書に「オンライン・非オンライン（集まって行う会議）」の区別を書きます。参加者の一部の方だけでもオンラインを使った場合は「オンライン」に○をつけます。
- ・「オンライン」会議の場合、開催を証明する写真を添付します。
- ・報告書の送付については、メールで窓口のセンターに送ることもできます（写真画像を報告書に貼り付けることができない場合は、別のファイルとして添付してください）。